

京 都 大 学 総 合 人 間 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第8 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生</p> <p>第16条 通則第61条第1項の規定により科目等履修生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。</p> <p><u>第17条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。</u></p> <p><u>2 聴講生の取扱いその他については、別に定める。</u></p> <p>第18条 通則第63条第1項の規定により特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。</p> <p>第9 研究生</p> <p>第19条 特定事項の研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。</p> <p>2 研究生の取扱いその他については、京都大学研究生規程（昭和50年達示第37号）による。ただし、在学期間満了後更に研究を継続したい者には、その願い出により、教授会の議を経て、期間の延長を許可することがある。</p>	<p>第8 科目等履修生及び特別聴講学生</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>第17条 (同 左)</p> <p>第9 研究生</p> <p>第18条 } 2 } (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>